

○八女西部広域事務組合個人情報保護法施行条例

(令和5年3月1日 条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、組合長及び監査委員をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。